

母子生活支援施設の概要

1. 目的及び対象

母子生活支援施設は、「配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設」（児童福祉法第38条）である。

児童（18歳未満）及びその保護者（配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子）が対象であるが、児童が満20歳に達するまで在所させることができる。

2. 施設数

全国286か所（公立182、私立104）[平成14年4月1日現在]

3. 入所手続

母子生活支援施設への入所は、都道府県、市、及び福祉事務所を設置する町村が児童福祉法に基づいて行う入所契約により行われる。

4. 入所世帯数

[各年度とも4月1日現在]

年 度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
入所世帯数	4, 166	4, 234	4, 288	4, 295	4, 291
				(定員: 5, 624)	(充足率: 76.3%)

5. 母子保護の実施を行った世帯の状況（平成13年度）

入 所 理 由	入 所 世 帯 数
総 数	2, 335 (100.0%)
夫等の暴力	975 (41.8%)
経済的理由	525 (22.5%)
住宅事情	452 (19.4%)
入所前の家庭内環境の不適切	213 (9.1%)
母親の心身の不安定	103 (4.4%)
職業上の理由	10 (0.4%)
その他	57 (2.4%)

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ)

6. 施設形態

母子生活支援施設には、各母子世帯の居室のほかに集会・学習室等があり、母子指導員、少年指導員等の職員が配置されている。

7. 支援内容

母子生活支援施設においては、母子を保護するとともに、その自立を促進するため個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談及び助言を行う等の支援を行っている。

なお、平成11年度から夫等の暴力等のため、住所地から避難し保護を必要とする母子を受け入れるために必要な経費を支弁する「広域入所促進事業」を、平成13年度から警備体制の手薄な夜間の警備強化を図る「夜間警備体制強化事業」及び夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児等に対してカウンセリング等を行い心のケアを図る「心理療法担当職員の配置」をそれぞれ実施している。